

北 広 島 市 水 防 計 画

新 旧 対 照 表

(案)

【修正の趣旨】

災害対策基本法並びに水防法の改定及びこれに伴う国土交通省水管理・国土保全局が示す水防計画作成の手引きの改定により北海道水防計画が修正されたため、同計画と市水防計画の整合を図るもの

令和4年 月

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2章 警報及び予報等の伝達</p> <p>第1節 水防活動に用いられる警報及び予報等</p> <p>第2節 水防活動の利用に適合する警報及び予報等</p> <p>第3節 指定河川洪水予報</p> <p>第4節 水防警報</p> <p>第5節 水位情報の通知及び周知</p> <p>第6節 河川管理者の情報提供</p> <p>第3章 雨量・水位等の通報・公表</p> <p>第1節 水位等の通報・公表</p> <p>第2節 水防管理者等の情報収集</p> <p>第4章 通信連絡</p> <p>第1節 水防通信網の確保</p> <p>第5章 水防施設及び輸送</p> <p>第1節 水防倉庫及び水防資機材</p> <p>第2節 輸送の確保</p> <p>第6章 巡視、警戒及び重要水防箇所</p> <p>第1節 巡視及警戒</p> <p>第2節 重要水防箇所の指定</p> <p>第7章 水防組織</p> <p>第1節 水防組織</p> <p>第2節 大規模氾濫減災協議会</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p>第4節 安全配慮</p> <p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 水防組織</p> <p>第2節 大規模氾濫減災協議会</p> <p>第3章 重要水防箇所</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等</p> <p>第2節 気象庁が行う予報及び警報</p> <p>第3節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>第4節 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>第5節 水防警報</p> <p>第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>第1節 水位の観測、通報及び公表</p> <p>第2節 雨量の観測及び通報</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>第7章 通信連絡</p> <p>第8章 水防施設及び輸送</p> <p>第1節 水防倉庫及び水防資機材</p> <p>第2節 輸送の確保</p>	<p>第7章「水防組織」から</p> <p>第6章第2節「重要水防箇所の指定」から</p> <p>第2章第5節「水位情報の通知及び周知」から</p> <p>第3章第1節を分割</p> <p>第3章第2節「水防管理者等の情報収集」から</p>

広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
	<p>第8章 水防活動</p> <p>第1節 <u>市の非常配備体制</u></p> <p>第2節 <u>警戒区域</u></p> <p>第3節 <u>水防作業及び工法</u></p> <p>第4節 緊急通行</p> <p>第5節 避難のための立退き</p> <p>第6節 決壊通報</p> <p>第7節 水防解除</p> <p><u>第9章 協力及び応援</u></p> <p><u>第1節 隣接市町水防管理団体、国、警察及び自衛隊との協力応援</u></p> <p>第10章 <u>水防信号、水防標識及び身分証票</u></p> <p>第1節 水防信号</p> <p>第2節 水防標識</p> <p>第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票</p> <p>第11章 費用負担と公用負担</p> <p>第1節 費用負担</p> <p>第2節 公用負担</p> <p>第12章 水防報告</p> <p>第1節 水防報告</p> <p>第13章 水防訓練</p> <p><u>第1節 水防管理団体の水防訓練</u></p> <p><u>第14章 災害補償等</u></p> <p><u>第1節 公務災害補償</u></p> <p>第15章 浸水想定区域</p> <p>第1節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</p> <p>第16章 指定水防管理団体の水防計画</p> <p>第1節 指定水防管理団体の水防計画</p>	<p>第9章 水防活動</p> <p>第1節 <u>水防配備</u></p> <p>第2節 <u>巡視及び警戒</u></p> <p>第3節 水防作業及び工法</p> <p>第4節 緊急通行</p> <p><u>第5節 警戒区域の指定</u></p> <p>第6節 避難のための立退き</p> <p>第7節 決壊通報</p> <p>第8節 <u>水防配備の解除</u></p> <p>第10章 <u>水防信号、水防標識等</u></p> <p>第1節 水防信号</p> <p>第2節 水防標識</p> <p>第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票</p> <p><u>第11章 協力及び応援</u></p> <p>第12章 費用負担と公用負担</p> <p>第1節 費用負担</p> <p>第2節 公用負担</p> <p>第13章 <u>水防報告等</u></p> <p>第14章 水防訓練</p> <p>第15章 <u>浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</u></p> <p>第16章 指定水防管理団体の水防計画</p>	<p>第9章「協力及び応援」から</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																																				
1	<p style="text-align: center;">第1章 総則 第1節 目的 (略) 第2節 用語の定義</p> <p>主な水防用語の意義は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="246 489 1294 1507"> <tr> <td>水防管理団体</td> <td>水防の責任を有する市をいう(法第2条第1項)。</td> </tr> <tr> <td>指定水防管理団体</td> <td>水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防管理団体の長である市長をいう(法第2条第2項)。</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第3項)。</td> </tr> <tr> <td>消防機関の長</td> <td>消防長をいう(法第2条第4項)。</td> </tr> <tr> <td>水防団</td> <td>法第6条に規定する水防団をいう。</td> </tr> <tr> <td>量水標管理者</td> <td>量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第6項、法第10条第3項)。</td> </tr> <tr> <td>水防協力団体</td> <td>水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)。</td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川</td> <td>国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、<u>気象庁</u>と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。</td> </tr> </table>	水防管理団体	水防の責任を有する市をいう(法第2条第1項)。	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。	水防管理者	水防管理団体の長である市長をいう(法第2条第2項)。	消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第3項)。	消防機関の長	消防長をいう(法第2条第4項)。	水防団	法第6条に規定する水防団をいう。	量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第6項、法第10条第3項)。	水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)。	洪水予報河川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、 <u>気象庁</u> と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。	<p style="text-align: center;">第1章 総則 第1節 目的 (略) 第2節 用語の定義</p> <p>主な水防用語の意義は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1323 489 2383 1507"> <tr> <td>水防管理団体</td> <td>水防の責任を有する市をいう(法第2条第1項)。</td> </tr> <tr> <td>指定水防管理団体</td> <td>水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防管理団体の長である市長をいう(法第2条第2項)。</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第3項)。</td> </tr> <tr> <td>消防機関の長</td> <td>消防長をいう(法第2条第4項)。</td> </tr> <tr> <td>水防団</td> <td>法第6条に規定する水防団をいう。</td> </tr> <tr> <td>量水標管理者</td> <td>量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第6項、法第10条第3項)。</td> </tr> <tr> <td>水防協力団体</td> <td>水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)。</td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川</td> <td>国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、<u>気象庁長官</u>と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。</td> </tr> </table>	水防管理団体	水防の責任を有する市をいう(法第2条第1項)。	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。	水防管理者	水防管理団体の長である市長をいう(法第2条第2項)。	消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第3項)。	消防機関の長	消防長をいう(法第2条第4項)。	水防団	法第6条に規定する水防団をいう。	量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第6項、法第10条第3項)。	水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)。	洪水予報河川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、 <u>気象庁長官</u> と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。	
水防管理団体	水防の責任を有する市をいう(法第2条第1項)。																																						
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。																																						
水防管理者	水防管理団体の長である市長をいう(法第2条第2項)。																																						
消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第3項)。																																						
消防機関の長	消防長をいう(法第2条第4項)。																																						
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。																																						
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第6項、法第10条第3項)。																																						
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)。																																						
洪水予報河川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、 <u>気象庁</u> と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。																																						
水防管理団体	水防の責任を有する市をいう(法第2条第1項)。																																						
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。																																						
水防管理者	水防管理団体の長である市長をいう(法第2条第2項)。																																						
消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第3項)。																																						
消防機関の長	消防長をいう(法第2条第4項)。																																						
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。																																						
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第6項、法第10条第3項)。																																						
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)。																																						
洪水予報河川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、 <u>気象庁長官</u> と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。																																						
2	<table border="1" data-bbox="246 1507 1294 1757"> <tr> <td>水防警報</td> <td>国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。</td> </tr> </table>	水防警報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。	<table border="1" data-bbox="1323 1507 2383 1757"> <tr> <td>水防警報</td> <td>国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等について、<u>国土交通大臣又は道知事が</u>、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。</td> </tr> </table>	水防警報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等について、 <u>国土交通大臣又は道知事が</u> 、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>																																
水防警報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。																																						
水防警報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等について、 <u>国土交通大臣又は道知事が</u> 、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。																																						

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前		修正後		理由	
2	水位周知河川	国土交通大臣又は道知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は道知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知又は周知を行う（法第13条）。	水位周知河川	国土交通大臣又は道知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は道知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。	手引きから引用	
			<u>水位到達情報</u>	<u>水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のこと。</u>		
	水防団待機水位（通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに道知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項）。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。	水防団待機水位（通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに道知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項）。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。		
	氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして道知事が定める水位をいう（法第12条第2項）。 水防団の出動の目安となる水位 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。	氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして道知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位をいう。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。		手引きから引用
	避難判断水位	市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位	避難判断水位	市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。		
	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。		
			<u>内水氾濫危険水位</u>	<u>法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位をいう。</u>		手引きから引用
			<u>洪水特別警戒水位</u>	<u>法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は道知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</u>		手引きから引用

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																
2	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="249 331 528 533"></td> <td data-bbox="528 331 1291 533"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="249 533 528 617">重要水防箇所</td> <td data-bbox="528 533 1291 617"><u>過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="249 617 528 827">洪水浸水想定区域</td> <td data-bbox="528 617 1291 827"><u>洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="249 827 528 1037"></td> <td data-bbox="528 827 1291 1037"></td> </tr> </table>			重要水防箇所	<u>過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。</u>	洪水浸水想定区域	<u>洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。</u>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1326 331 1605 533"><u>雨水出水特別警戒水位</u></td> <td data-bbox="1605 331 2368 533"><u>法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。道知事又は市長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1326 533 1605 617">重要水防箇所</td> <td data-bbox="1605 533 2368 617"><u>堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1326 617 1605 827">洪水浸水想定区域</td> <td data-bbox="1605 617 2368 827">洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、<u>又は浸水を防止することにより、</u>水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1326 827 1605 1037"><u>浸水被害軽減地区</u></td> <td data-bbox="1605 827 2368 1037"><u>洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。</u></td> </tr> </table>	<u>雨水出水特別警戒水位</u>	<u>法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。道知事又は市長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</u>	重要水防箇所	<u>堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</u>	洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、 <u>又は浸水を防止することにより、</u> 水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。	<u>浸水被害軽減地区</u>	<u>洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。</u>	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>
重要水防箇所	<u>過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。</u>																		
洪水浸水想定区域	<u>洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。</u>																		
<u>雨水出水特別警戒水位</u>	<u>法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。道知事又は市長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</u>																		
重要水防箇所	<u>堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</u>																		
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、 <u>又は浸水を防止することにより、</u> 水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。																		
<u>浸水被害軽減地区</u>	<u>洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。</u>																		
3	<p style="text-align: center;">第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>法に定める水防に係る機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 水防の責任</p> <p>(1) <u>北広島市（水防管理団体）</u> 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）</p> <p>(2) <u>北海道</u> 道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）</p> <p>2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 北広島市（以下「市」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 水防団の設置（法第5条） イ 平常時における河川等の巡視（法第9条） ウ 水防団及び消防本部等の出動準備又は出動（法第17条） エ 警戒区域の設定（法第21条） オ 警察官の援助の要求（法第22条） 	<p style="text-align: center;">第3節 水防の責任等</p> <p><u>水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。</u></p> <p>1 北広島市（以下「市」という。）<u>の責任</u> <u>管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>水防団の設置（法第5条）</u> (2) <u>水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）</u> (3) <u>平常時における河川等の巡視（法第9条）</u> 	<p>手引きから引用</p> <p>1に統合</p> <p>2に統合</p> <p>手引きから引用</p> <p>追加</p>																

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
3	<p>ア 指定水防管理団体の指定（法第4条）</p> <p>イ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第4項）</p> <p>ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</p> <p>エ 気象予報及び警報の伝達（法第10条第3項）</p> <p>オ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第3項、第11条第1項、第13条の2）</p> <p>カ 水位の通報及び公表（法第12条）</p> <p>キ 水位情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2）</p> <p>ク 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）</p> <p>ケ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）</p> <p>コ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）</p> <p>サ 緊急時の水防管理者、消防団長又は消防長への指示（法第30条）</p> <p>シ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）</p> <p>(4) 国土交通大臣（北海道開発局）</p> <p>ア 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、第13条の2）</p> <p>イ 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項、第13条の2）</p> <p>ウ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）</p> <p>エ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）</p>	<p>(1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）</p> <p>(2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第4項）</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、<u>下水道法第23条の2</u>）</p> <p>(4) <u>水防協議会の設置（法第8条第1項）</u></p> <p>(5) 気象予報及び警報、<u>洪水予報の通知</u>（法第10条第3項）</p> <p>(6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、<u>気象業務法第14条の2第3項</u>）</p> <p>(7) <u>量水標管理者からの</u>水位の通報及び公表（法第12条）</p> <p>(8) <u>水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の</u>水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2 <u>第1項並びに第13条の3</u>）</p> <p>(9) <u>洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の4）</u></p> <p>(10) <u>洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の</u>指定、公表及び通知（法第14条、<u>第14条の2及び第14条の3</u>）</p> <p>(11) <u>都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）</u></p> <p>(12) 水防警報の発表及び通知<u>並びに水防警報河川等を指定したときの公示</u>（法第16条第1項、第3項及び第4項）</p> <p>(13) <u>水防信号の指定（法第20条）</u></p> <p>(14) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）</p> <p>(15) 緊急時の水防管理者、消防団長又は消防<u>機関</u>の長への指示（法第30条）</p> <p>(16) <u>水防団員の定員の基準の設定（法第35条）</u></p> <p>(17) <u>水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</u></p> <p>(18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）</p> <p>3 国土交通大臣（北海道開発局）の責任</p> <p>(1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、<u>気象業務法第14条の2第2項</u>）</p> <p>(2) <u>量水標管理者からの</u>水位の通報及び公表（法第12条）</p> <p>(3) <u>水位周知河川の</u>水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）</p> <p>(4) <u>洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）</u></p> <p>(5) <u>洪水浸水想定区域の</u>指定、公表及び通知（法第14条）</p> <p>(6) <u>大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）</u></p> <p>(7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）</p> <p>(8) <u>重要河川における知事に対する指示（法第31条）</u></p> <p>(9) <u>特定緊急水防活動（法第32条）</u></p> <p>(10) <u>水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</u></p> <p>(11) <u>道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）</u></p>	<p>根拠の追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>根拠の修正</p> <p>通報元を明記</p> <p>下水道・海岸に関する記述を追記</p> <p>手引きから引用</p> <p>追加</p> <p>根拠の修正</p> <p>追加</p> <p>公示情報の追加</p> <p>追加</p> <p>手引きから引用</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>根拠の修正</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
3	<p>(5) <u>気象庁（札幌管区気象台）</u></p> <p>ア <u>気象警報及び予報の通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）</u></p> <p>イ <u>洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）</u></p> <p>(6) <u>量水標管理者</u></p> <p><u>水位の通報及び公表（法第 12 条）</u></p> <p>(7) <u>居住者等</u></p> <p><u>水防活動への従事（法第 24 条）</u></p>	<p><u>4 河川管理者の責任</u></p> <p><u>(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 2 2 条の 2）</u></p> <p><u>(2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 1 5 条の 1 2）</u></p> <p><u>5 気象庁（札幌管区気象台）の責任</u></p> <p><u>(1) 気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 1 0 条第 1 項、気象業務法第 1 4 条の 2 第 1 項）</u></p> <p><u>(2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）</u></p> <p><u>6 居住者等の義務</u></p> <p><u>(1) 水防への従事（法第 2 4 条）</u></p> <p><u>(2) 水防通信への協力（法第 2 7 条）</u></p> <p><u>7 水防協力団体の義務</u></p> <p><u>(1) 決壊の通報（法第 2 5 条）</u></p> <p><u>(2) 決壊後の処置（法第 2 6 条）</u></p> <p><u>(3) 水防訓練の実施（法第 3 2 条の 2）</u></p> <p><u>(4) 業務の実施等（法第 3 6 条、第 3 7 条、第 3 8 条）</u></p> <p><u>8 安全配慮</u></p>	<p>河川責任者の責任を明記</p> <p>根拠の修正</p> <p>道及び国の責任に記載</p> <p>追加 水防管理団体の義務を明記</p>
4	<p><u>3 安全配慮</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>8 安全配慮</u></p> <p>(略)</p>	

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																														
29	<p>第7章 水防組織 第1節 水防組織</p> <p>1 市の水防組織 市は、北広島市災害対策本部条例（昭和37年広島村条例第21号）の定めるところに準じ、北広島市水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとし、水防事務の総括は、防災危機管理室（危機管理課）で行う。 なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理する。</p> <p>2 防災会議 水防計画の調査及び審議は、法第32条第2項の規定に基づき、防災会議が行う。</p> <p>3 水防本部の組織及び所掌事務 水防本部の組織及び所掌事務は、資料6のとおりとする。</p> <p>4 消防機関の組織 消防本部の組織は、資料7のとおりである。</p> <p>5 消防機関の水防分担区域 消防本部等の水防分担区域は、消防本部にあっては市全域とし、消防団にあっては次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域へ出動する。</p> <p style="text-align: center;">図表 水防分担区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>分団名</th> <th>担当河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部 北広島団地</td> <td>第1分団</td> <td>千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川</td> </tr> <tr> <td>輪厚</td> <td>第2分団</td> <td>輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川</td> </tr> <tr> <td>大曲</td> <td>第3分団</td> <td>大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川</td> </tr> <tr> <td>西の里</td> <td>第4分団</td> <td>野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	分団名	担当河川名	東部 北広島団地	第1分団	千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川	輪厚	第2分団	輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川	大曲	第3分団	大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川	西の里	第4分団	野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川	<p>第2章 水防組織 第1節 水防組織</p> <p>1 市の水防組織 <u>水防に関する警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから水害洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は、警戒体制をとり、水防に関する事務を処理する。</u> <u>この際、</u>市は、北広島市災害対策本部条例（昭和37年広島村条例第21号）の定めるところに準じ、北広島市水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとし、水防事務の総括は、防災危機管理室（危機管理課）で行う。 なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理する。</p> <p>2 防災会議 水防計画の調査及び審議は、法第32条第2項の規定に基づき、防災会議が行う。</p> <p>3 水防本部の組織及び所掌事務 水防本部の組織及び所掌事務は、資料6のとおりとする。</p> <p>4 消防機関の組織 消防本部の組織は、資料7のとおりである。</p> <p>5 消防機関の水防分担区域 消防本部等の水防分担区域は、消防本部にあっては市全域とし、消防団にあっては次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域へ出動する。</p> <p style="text-align: center;">図表 水防分担区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>分団名</th> <th>担当河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部 北広島団地</td> <td>第1分団</td> <td>千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川</td> </tr> <tr> <td>輪厚</td> <td>第2分団</td> <td>輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川</td> </tr> <tr> <td>大曲</td> <td>第3分団</td> <td>大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川</td> </tr> <tr> <td>西の里</td> <td>第4分団</td> <td>野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	分団名	担当河川名	東部 北広島団地	第1分団	千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川	輪厚	第2分団	輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川	大曲	第3分団	大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川	西の里	第4分団	野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川	<p>一般災害の記述から水防に関連する記述に修正</p>
地区名	分団名	担当河川名																															
東部 北広島団地	第1分団	千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川																															
輪厚	第2分団	輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川																															
大曲	第3分団	大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川																															
西の里	第4分団	野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川																															
地区名	分団名	担当河川名																															
東部 北広島団地	第1分団	千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川																															
輪厚	第2分団	輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川																															
大曲	第3分団	大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川																															
西の里	第4分団	野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川																															

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
30	<p style="text-align: center;">第2節 大規模氾濫減災協議会</p> <p>1 大規模氾濫減災協議会</p> <p>(1) 国管理河川に係る大規模氾濫減災協議会</p> <p>ア <u>法第15条第9項の規定により</u>、国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(ア) 国土交通大臣 (イ) 北海道知事 (ウ) 当該河川の存する市の長 (エ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 (オ) 当該河川の河川管理者 (カ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長 (キ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他国土交通大臣が必要と認める者</p> <p>イ 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>ウ 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。</p> <p>(2) 道管理河川に係る北海道大規模氾濫減災協議会</p> <p>ア <u>法第15条第10項の規定により</u>、北海道知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(ア) 北海道知事 (イ) 当該河川の存する市町村の長 (ウ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 (エ) 当該河川の河川管理者 (オ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長 (カ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者</p>	<p style="text-align: center;">第2節 大規模氾濫減災協議会</p> <p>1 大規模氾濫減災協議会</p> <p>(1) 国管理河川に係る大規模氾濫減災協議会</p> <p>ア 国土交通大臣は、<u>法第10条第2項又は第13条第1項の規定により</u>指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(ア) 国土交通大臣 (イ) 北海道知事 (ウ) 当該河川の存する市の長 (エ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 (オ) 当該河川の河川管理者 (カ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長 (キ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他国土交通大臣が必要と認める者</p> <p>イ 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>ウ 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。</p> <p>(2) 道管理河川に係る北海道大規模氾濫減災協議会</p> <p>ア 北海道知事は、<u>法第11条第1項又は第13条第2項の規定により</u>指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(ア) 北海道知事 (イ) 当該河川の存する市町村の長 (ウ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 (エ) 当該河川の河川管理者 (オ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長 (カ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者</p>	

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
30	<p>イ 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>ウ 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。</p> <p>2 市が所属する大規模氾濫減災協議会 上記の規定に基づき、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流域等における堤防決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成29年7月5日をもって、石狩川下流域外減災対策協議会が設置され、本市も構成員となるとともに、当該協議会の千歳川外地域部会に属することとなった。</p>	<p>イ 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>ウ 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。</p> <p>2 市が所属する大規模氾濫減災協議会 上記の規定に基づき、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流域等における堤防決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成29年7月5日をもって、石狩川下流域外減災対策協議会が設置され、本市も構成員となるとともに、当該協議会の千歳川外地域部会に属することとなった。</p>	

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由												
26	<p align="center"><u>第6章 巡視、警戒及び重要水防箇所</u></p> <p align="center"><u>第1節 巡視及び警戒</u></p> <p><u>1 河川等の巡視</u></p> <p><u>法第9条の規定により、市長（水防管理者）、消防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、巡視責任者を定め、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。</u></p> <p><u>上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。</u></p> <p><u>河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。</u></p> <p><u>水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。</u></p> <p><u>巡視責任者は、次のとおりとする。</u></p> <p align="center"><u>図表 巡視責任者</u></p> <table border="1" data-bbox="299 1045 1288 1423"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>担当河川等</th> <th>巡視担当部</th> <th>巡視責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部 ・ 北広島 団地</td> <td>千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等</td> <td>建設部</td> <td>都市整備課長</td> </tr> <tr> <td>輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里</td> <td>輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等</td> <td>建設部</td> <td>土木事務所長</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 非常警戒</u></p> <p><u>水防管理者等が非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、建設部及び消防本部は、市内の水防区域の巡視及び監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者等に報告するものとし、水防管理者等は速やかに当該河川等の管理者に報告するとともに、水防作業を実施する。</u></p> <p><u>監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崩れ</u></p>	地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者	東部 ・ 北広島 団地	千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長	輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長	<p align="center"><u>第3章 重要水防箇所</u></p>	<p>章順変更</p> <p>巡視及び警戒については、水防活動に関する内容のため第9章に記載</p>
地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者												
東部 ・ 北広島 団地	千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長												
輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長												

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
27	<p>(2) <u>川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）</u></p> <p>(3) <u>堤防上面の亀裂又は沈下</u></p> <p>(4) <u>堤防から水があふれている状況</u></p> <p>(5) <u>排・取水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合</u></p> <p>(6) <u>橋梁その他構造物と取付部分の異常</u></p> <p>(7) <u>ため池等については、次の事項について注意する。</u></p> <p>ア <u>堤体の漏水、亀裂及び法崩れ</u></p> <p>イ <u>樋管の漏水による亀裂及び法崩れ</u></p> <p>ウ <u>取水施設、余水吐、放水路等の状態</u></p> <p>エ <u>流入水及び浮遊物の状況</u></p> <p>オ <u>周辺の地すべり等の崩落状況</u></p> <p>3 <u>樋門・樋管等の操作</u></p> <p><u>樋門・樋管等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行う。なお、施設管理者は、あらかじめ水門・樋門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにする。</u></p> <p><u>操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出する。</u></p> <p>(1) <u>目的</u></p> <p>(2) <u>門扉の維持管理</u></p> <p>(3) <u>門扉の開閉取扱者</u></p> <p>(4) <u>門扉の閉鎖時期</u></p> <p>(5) <u>閉鎖の通報</u></p> <p>(6) <u>閉鎖作業</u></p> <p>(7) <u>門扉の開く時期</u></p> <p>(8) <u>開放作業</u></p> <p>(9) <u>作業完了の報告</u></p> <p>(10) <u>その他</u></p> <p>4 <u>樋門・樋管等の設置場所</u></p> <p><u>本市内に設置されている樋門・樋管等の設置場所、施設管理者等は、資料4のとおりである。</u></p>		
28	<p style="text-align: center;"><u>第2節 重要水防箇所の指定</u></p> <p>1 <u>重要水防箇所の指定</u></p> <p>水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時、市内の河川等の巡視を行うとともに、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておく。</p> <p>本市内の河川等における重要水防箇所は資料5のとおりである。</p>	<p>重要水防箇所</p> <p>水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時、市内の河川等の巡視を行うとともに、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておく。</p> <p>本市内の河川等における重要水防箇所は資料3のとおりである。</p>	<p>章順変更に伴い、資料編の記載順を変更</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																												
5	<p>第2章 警報及び予報等の伝達 第1節 水防活動に用いられる警報及び予報等</p> <p>1 水防活動に用いられる警報及び予報等 (略)</p> <p>第2節 水防活動の利用に適合する警報及び予報等</p> <p>1 水防活動の利用に適合する警報及び予報 札幌管区気象台長は、法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、道を通じ市（水防管理者）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>(1) 水防活動の利用に適合する警報及び注意報の種類並びに内容 水防活動の利用に適合する警報及び注意報の種類と対応する一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報の種類並びに内容は次のとおりである。</p>	<p>第4章 予報及び警報 第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等</p> <p>1 水防活動に用いられる予報及び警報等 (略)</p> <p>第2節 気象庁が行う予報及び警報等</p> <p>1 <u>気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報</u> <u>気象官署の長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、道を通じ市（水防管理者）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p>水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。</p>	<p>章順変更</p> <p>根拠削除 表現の適正化</p> <p>手引きから引用</p>																												
6	<p>図表 水防活動用警報・注意報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する警報・注意報</th> <th>一般の利用に適合する特別警報・警報・注意</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 気象警報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に計画すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに、発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に計画すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨等による水害が発生するおそれがあると予想されたときに、発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意	内 容	水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に計画すべき事項が明記される。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに、発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に計画すべき事項が明記される。	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨等による水害が発生するおそれがあると予想されたときに、発表される。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する警報・注意報</th> <th>一般の利用に適合する特別警報・警報・注意</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨等による水害が発生するおそれがあると予想したとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 気象警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。</p>	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意	内 容	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨等による水害が発生するおそれがあると予想したとき。	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意	内 容																													
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に計画すべき事項が明記される。																													
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに、発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に計画すべき事項が明記される。																													
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨等による水害が発生するおそれがあると予想されたときに、発表される。																													
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意	内 容																													
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨等による水害が発生するおそれがあると予想したとき。																													
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																													
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき																													
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき																													
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																													

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																
6	<table border="1"> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td><u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる</u></td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td><u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u></td> </tr> </table>	水防活動用 洪水警報	洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる</u>	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>												
水防活動用 洪水警報	洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる</u>																	
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>																	
7	<p>(大雨警報・洪水警報を補足する情報)</p> <p>気象庁は、<u>特別警報、警報、注意報</u>を補足する情報として、<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予想値</u>を発表する。これらの概要は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u></td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)</td> </tr> <tr> <td><u>洪水警報の危険度分布</u></td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予想値</td> <td><u>水位周知河川及びその他河川各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(洪水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u>	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)	<u>洪水警報の危険度分布</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)	流域雨量指数の予想値	<u>水位周知河川及びその他河川各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(洪水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)</u>	<p>(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)</p> <p>気象庁は、<u>注意報、警報、特別警報</u>を補足する情報として、<u>浸水キキクル(大雨警報(新水害)の危険度分布)、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)及び流域雨量指数の予想値</u>を発表する。これらの概要は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u></td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></td> </tr> <tr> <td><u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u></td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。<u>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予想値</td> <td><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(洪水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	流域雨量指数の予想値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(洪水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u>	<p>表現の適正化 名称変更</p> <p>名称変更 内容は気象庁の標準的な記載例に修正(以下同じ)</p>
種類	内容																		
<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u>	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)																		
<u>洪水警報の危険度分布</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)																		
流域雨量指数の予想値	<u>水位周知河川及びその他河川各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(洪水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)</u>																		
種類	内容																		
<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>																		
<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>																		
流域雨量指数の予想値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(洪水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u>																		

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
		<p style="text-align: center;">2 洪水警報等の伝達経路及び手段</p> <pre> graph TD A[気象官署] --> B[北海道警察] A --> C[総務省消防庁] A --> D[北海道 (維持管理防災課)] A --> E[北海道 (危機対策課)] A --> F[石狩振興局 (地域政策課)] A --> G[北海道開発局 開発建設部] A --> H[NTT東日本 (五反田センター)] A --> I[NTT西日本 (松山センター)] A --> J[NHK放送局] A --> K[報道機関] B --> L[関係警察署] C --> L L --> M[水防管理課 (北広島市)] E --> M M --> N[水防関係団体] M --> O[消防本部] E --> P[一般住民] H --> P I --> P J -.-> P K -.-> P </pre> <p style="text-align: right;"> ———→ 法定伝達経路 - - - - -→ 放送又は無線 </p>	

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																																										
7	<p>(2) 指定河川洪水予報</p> <p>法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により、水防活動の利用に適合する警報及び注意報の種類並びに内容は次のとおりである。</p>	<p>第3節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>1 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p>	手引きから引用																																										
	<p>図表 指定河川洪水警報及び注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>発表される標題</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千歳川 (指定河川) 洪水警報</td> <td> 氾濫注意情報 氾濫警戒情報 氾濫発生情報 </td> <td> 洪水予報指定河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 氾濫が広域に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。千歳川氾濫警戒情報、千歳川氾濫危険情報または千歳川氾濫発生情報との標題で発表する。 雨量基準：－ 流域雨量指数基準：島松川流域＝12 流域雨量指数基準：輪厚川流域＝7 複合基準：－ </td> </tr> <tr> <td>千歳川 (指定河川) 洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td> 洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 千歳川氾濫注意情報との標題で発表する。 雨量基準：－ 流域雨量指数基準：島松川流域＝10 流域雨量指数基準：輪厚川流域＝6 複合基準：－ </td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	発表される標題	内 容	千歳川 (指定河川) 洪水警報	氾濫注意情報 氾濫警戒情報 氾濫発生情報	洪水予報指定河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 氾濫が広域に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。千歳川氾濫警戒情報、千歳川氾濫危険情報または千歳川氾濫発生情報との標題で発表する。 雨量基準：－ 流域雨量指数基準：島松川流域＝12 流域雨量指数基準：輪厚川流域＝7 複合基準：－	千歳川 (指定河川) 洪水注意報	氾濫注意情報	洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 千歳川氾濫注意情報との標題で発表する。 雨量基準：－ 流域雨量指数基準：島松川流域＝10 流域雨量指数基準：輪厚川流域＝6 複合基準：－	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(水位の危険度レベル、水位の名称等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水位の危険度レベル</th> <th>水位の名称</th> <th>発表する洪水予報</th> <th>市・住民に求める行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>直ちに安全確保</td> </tr> <tr> <td>レベル4（危険）</td> <td>氾濫危険水位</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>危険な場所から全員避難</td> </tr> <tr> <td>レベル3（警戒）</td> <td>避難判断水位</td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難</td> </tr> <tr> <td>レベル2（注意）</td> <td>氾濫注意水位</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>水防団出動</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位</td> <td>(発表なし)</td> <td>水防団待機</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市・住民に求める行動等	レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保	レベル4（危険）	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難	レベル3（警戒）	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難	レベル2（注意）	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動	レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機
水防活動の利用に適合する注意報・警報	発表される標題	内 容																																											
千歳川 (指定河川) 洪水警報	氾濫注意情報 氾濫警戒情報 氾濫発生情報	洪水予報指定河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 氾濫が広域に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。千歳川氾濫警戒情報、千歳川氾濫危険情報または千歳川氾濫発生情報との標題で発表する。 雨量基準：－ 流域雨量指数基準：島松川流域＝12 流域雨量指数基準：輪厚川流域＝7 複合基準：－																																											
千歳川 (指定河川) 洪水注意報	氾濫注意情報	洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 千歳川氾濫注意情報との標題で発表する。 雨量基準：－ 流域雨量指数基準：島松川流域＝10 流域雨量指数基準：輪厚川流域＝6 複合基準：－																																											
種 類	発 表 基 準																																												
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																												
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																												
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき																																												
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき																																												
水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市・住民に求める行動等																																										
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保																																										
レベル4（危険）	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難																																										
レベル3（警戒）	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難																																										
レベル2（注意）	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動																																										
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機																																										
8																																													

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由															
		<table border="1" data-bbox="1359 310 2338 604"> <thead> <tr> <th>洪水予報の種類(種類)</th> <th>発表基準</th> <th>市町村・住民に求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川氾濫発生情報(洪水警報)</td> <td>氾濫の発生(氾濫水の予報=)</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫危険情報(洪水警報)</td> <td>氾濫危険水位(レベル4水位)に到達</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫警戒情報(洪水警報)</td> <td>一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫注意情報(洪水注意報)</td> <td>氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】</td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報の種類(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階	〇〇川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(氾濫水の予報=)	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】	〇〇川氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4水位)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】	〇〇川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】	〇〇川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】	
洪水予報の種類(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階																
〇〇川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(氾濫水の予報=)	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】																
〇〇川氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4水位)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】																
〇〇川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】																
〇〇川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】																

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
8	<p><u>2 気象情報の種類</u> <u>気象情報の種類は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 警報級の可能性</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」・「中」の2段階で発表される。</u> <u>当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</u></p> <p><u>(2) 地方気象情報、府県気象情報</u> <u>気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報</u> <u>気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u></p> <p><u>(3) 台風に関する気象情報</u> <u>北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。</u></p> <p><u>(4) 記録的短時間大雨情報</u> <u>府県予報区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。</u> <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u></p> <p><u>≪石狩南部の発表基準・1時間雨量で100mm以上≫</u></p> <p><u>(5) 土砂災害警戒情報</u> <u>「大雨警報(土砂災害)」は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、北海道（振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区气象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のう</u></p>		

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
9	<p><u>ち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。</u></p> <p><u>(6) 竜巻注意情報</u></p> <p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報</u></p> <p><u>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。</u></p> <p><u>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</u></p> <p><u>これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。</u></p> <p><u>ア 台風に関する気象情報</u></p> <p><u>イ 大雨に関する気象情報</u></p> <p><u>ウ 記録的短時間大雨情報</u></p> <p><u>エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報</u></p> <p><u>3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u></p> <p><u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報</u></p> <p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p> <p><u>(2) 大雨警報(浸水害)の危険度分布</u></p> <p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p>		<p>第4章第2節1の（大雨警報・洪水警報を補足する情報）に統合</p>

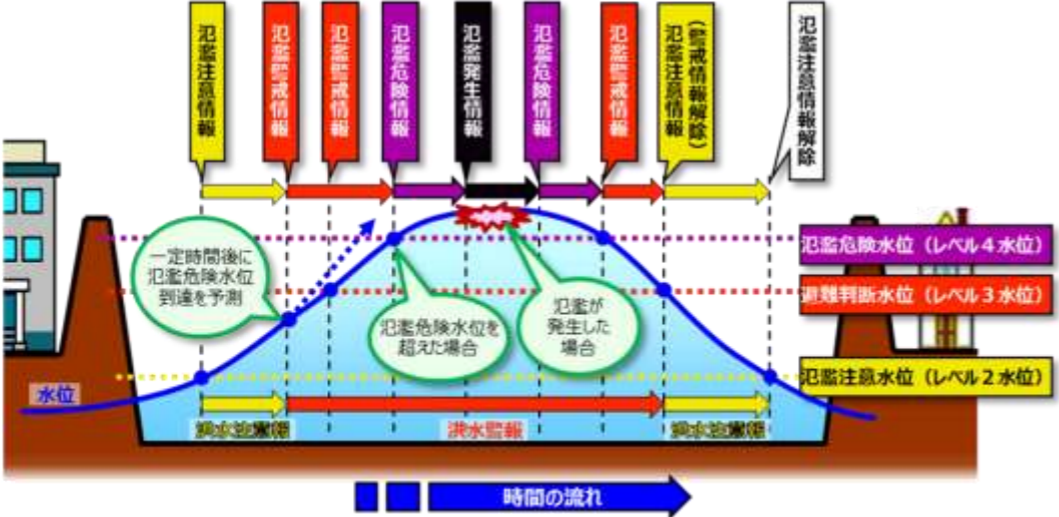
北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																
17	<p style="text-align: center;"><u>第5節 水位情報の通知及び周知</u></p> <p>1 水位情報の通知及び周知 <u>北海道知事は、法第13条の規定により、河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときは、市（水防管理者）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p>2 <u>水位情報の対象河川</u></p>	<p><u>2 洪水予報河川</u></p> <p><u>(1) 洪水予報の対象河川</u> <u>国と気象庁が共同して洪水予報を行う河川は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1377 426 2371 506"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩川</td> <td>千歳川</td> <td>札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 洪水予報の伝達経路及び手段</u> <u>水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</u> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 水位周知河川における水位到達情報</u></p> <p><u>1 種類及び発表基準</u> <u>知事は、指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。</u> <u>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。</u> <u>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1377 1272 2371 1545"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 道が行う水位到達情報の通知</u></p> <p><u>(1) 水位周知河川</u> <u>知事が水位到達情報の通知を行う指定河川は次のとおりである。</u> <u>避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、空知総合振興局長である。</u></p>	水系名	河川名	担当	石狩川	千歳川	札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部	種類	発表基準	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>
水系名	河川名	担当																	
石狩川	千歳川	札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部																	
種類	発表基準																		
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき																		
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																		
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき																		
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき																		

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																		
17	<table border="1" data-bbox="379 331 1163 478"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩川</td> <td>輪厚川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> <tr> <td>石狩川</td> <td>野津幌川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="278 529 1299 613">3 <u>水位情報の伝達</u> 水位情報の伝達は、「第4節5 水防警報の伝達(2)」の伝達系統図により行う。</p>	水系名	河川名	担当	石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	<table border="1" data-bbox="1457 331 2240 478"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩川</td> <td>輪厚川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> <tr> <td>石狩川</td> <td>野津幌川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1356 529 2377 747">3 <u>水位到達情報の伝達経路及び手法</u> <u>水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</u> <u>また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知する。</u></p>  <pre> graph TD A[北海道(建設部)] --> B[北海道(危機対策課)] C[空知総合振興局札幌建設管理部] --> B C --> D[石狩振興局(地域政策課)] C --> E[札幌開発建設部] C --> F[千歳出張所] D --> B D --> G[自衛隊] E --> H[北海道開発局] E --> I[札幌管区气象台] B --> J[北海道警察] G --> K[北広島市水防管理者(危機管理課)] I --> K K --> L[消防本部] K --> M[水防関係団体] </pre>	水系名	河川名	担当	石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	手引きから引用
水系名	河川名	担当																			
石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部																			
石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部																			
水系名	河川名	担当																			
石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部																			
石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部																			
11	<p data-bbox="605 1213 937 1243"><u>第3節 指定河川洪水予報</u></p> <p data-bbox="278 1297 1299 1516">1 <u>指定河川洪水予報</u> 札幌管区气象台長及び北海道開発局札幌開発建設部長は、<u>法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報をしたときは、市(水防管理者)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p data-bbox="278 1570 979 1600">2 <u>洪水予報の標題(種類)、危険レベル、水位の名称等</u></p>																				

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由															
1 2	<table border="1" data-bbox="270 310 1258 611"> <thead> <tr> <th>洪水予報の種類(種類)</th> <th>発表基準</th> <th>市町村・住民に求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○川氾濫発生情報(洪水警報)</td> <td>氾濫の発生(氾濫水の予報*)</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】</td> </tr> <tr> <td>○川氾濫危険情報(洪水警報)</td> <td>氾濫危険水位(レベル4水位)に到達</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】</td> </tr> <tr> <td>○川氾濫警戒情報(洪水警報)</td> <td>一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】</td> </tr> <tr> <td>○川氾濫注意情報(洪水注意報)</td> <td>氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】</td> </tr> </tbody> </table>  <p data-bbox="756 1155 816 1186">(略)</p>	洪水予報の種類(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階	○川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(氾濫水の予報*)	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】	○川氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4水位)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】	○川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】	○川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】		
洪水予報の種類(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階																
○川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(氾濫水の予報*)	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】																
○川氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4水位)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】																
○川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】																
○川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】																
1 3	<p data-bbox="270 1255 578 1291">3 洪水予報の対象河川</p> <p data-bbox="638 1302 934 1333">図表 洪水予報対象河川</p> <table border="1" data-bbox="329 1354 1210 1465"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩川</td> <td>千歳川</td> <td>札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	担 当	石狩川	千歳川	札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部											
水系名	河川名	担 当																
石狩川	千歳川	札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部																

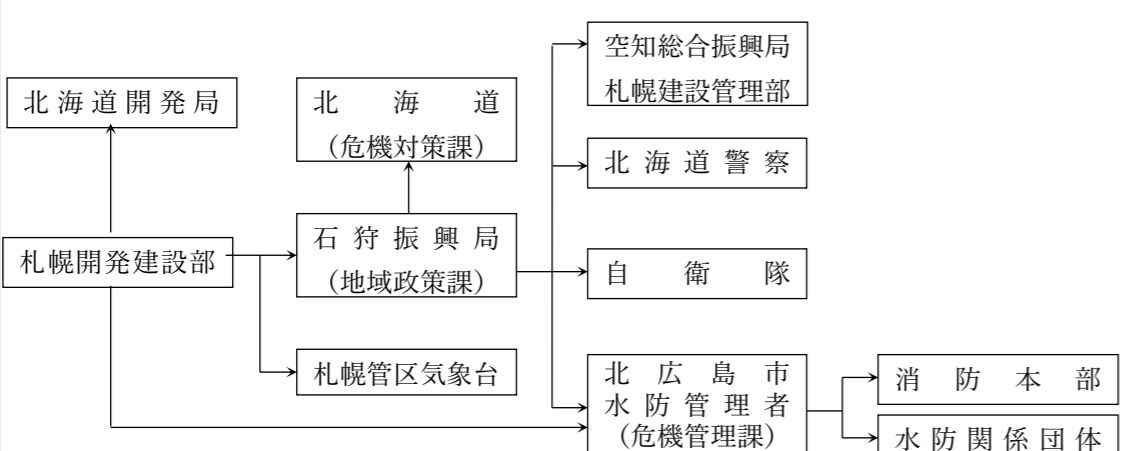
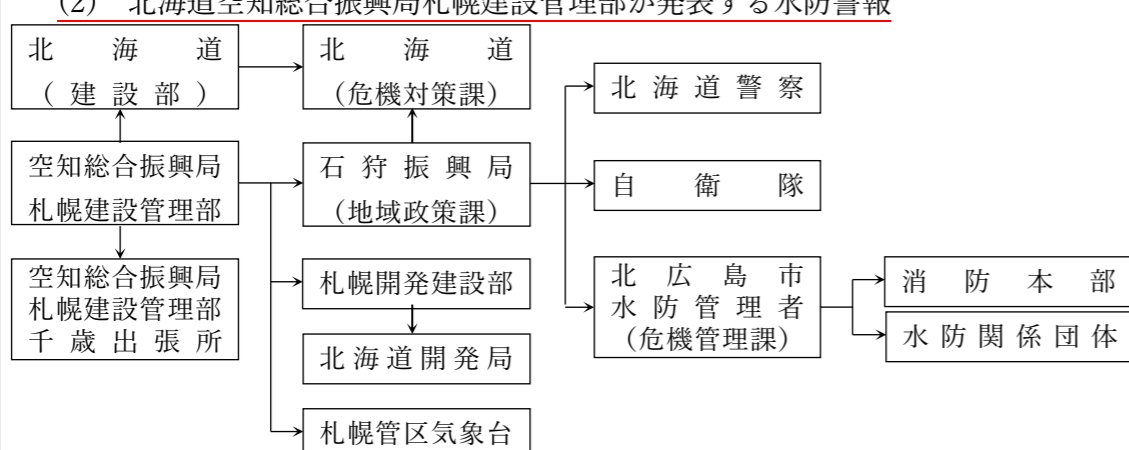
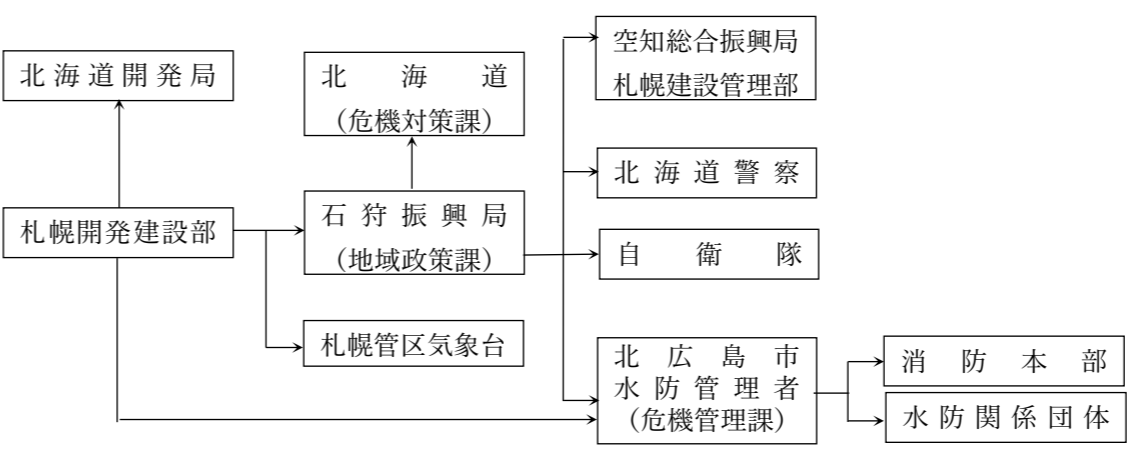
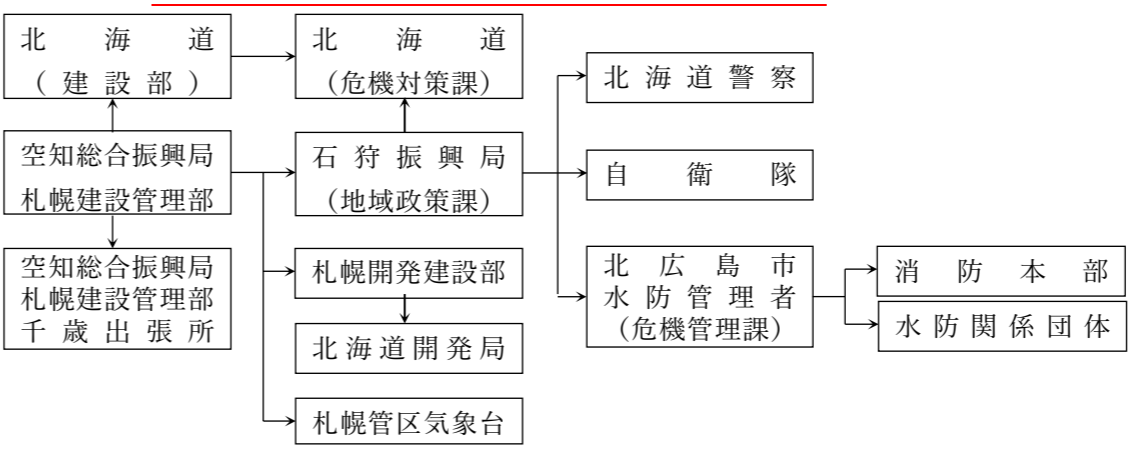
北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
13	<p><u>4 洪水予報の伝達</u></p>		
14	<p><u>第4節 水防警報</u></p> <p><u>北海道開発局札幌開発建設部は、法第16条第1項の規定により、水防警報をしたときは、北海道を通じ市（水防管理者）に通知する。</u></p> <p><u>また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部は、法第16条第1項の規定により、水防警報をしたときは、市（水防管理者）に通知する。</u></p> <p>1 安全確保の原則</p> <p>水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。</p> <p>そのため、水防警報の<u>内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。</u></p>	<p><u>第5節 水防警報</u></p> <p>1 安全確保の原則</p> <p>水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。</p> <p>そのため、水防警報の<u>発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。</u></p>	<p>2 「洪水時の河川に関する水防警報」の記載と重複するため削除</p> <p>手引きから引用</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																																				
14	2 洪水時の河川に関する水防警報 道（知事）は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、市（水防管理者）に通知する。	2 洪水時の河川に関する水防警報 <u>(1) 種類及び発表基準</u> 道（知事）は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、市（水防管理者）に通知する。	項目修正																																				
15	3 水防警報の種類、内容及び発表基準 図表 水防警報の種類、内容及び発表基準	水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。	手引きから引用																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td> <td>気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出勤</td> <td>水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>河川氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</td> <td>河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td> <td>氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発表基準	待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td> <td>気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出勤</td> <td>水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川状況を示しその対応策を指示するもの。</td> <td>氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</p>	種類	内容	発表基準	待機	出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	手引きから引用
種類	内容	発表基準																																					
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。																																					
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。																																					
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。																																					
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。																																					
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																																					
種類	内容	発表基準																																					
待機	出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。																																					
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。																																					
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。																																					
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。																																					
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																																					
	4 水防警報の対象河川	<u>(2) 国土交通大臣が行う水防警報</u> ア 水防警報指定河川等	手引きから引用																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩川</td> <td>千歳川</td> <td>北海道開発局札幌開発建設部</td> </tr> <tr> <td>石狩川</td> <td>輪厚川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> <tr> <td>石狩川</td> <td>野津幌川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	担当	石狩川	千歳川	北海道開発局札幌開発建設部	石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩川</td> <td>千歳川</td> <td>北海道開発局札幌開発建設部</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	担当	石狩川	千歳川	北海道開発局札幌開発建設部																			
水系名	河川名	担当																																					
石狩川	千歳川	北海道開発局札幌開発建設部																																					
石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部																																					
石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部																																					
水系名	河川名	担当																																					
石狩川	千歳川	北海道開発局札幌開発建設部																																					

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由									
16	<p><u>5 水防警報の伝達</u></p> <p><u>(1) 北海道開発局札幌開発建設部が発表する水防警報</u></p>  <p><u>(2) 北海道空知総合振興局札幌建設管理部が発表する水防警報</u></p> 	<p><u>イ 水防警報の伝達経路及び手段</u></p> <p><u>水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</u></p>  <p><u>(3) 道が行う水防警報</u></p> <p><u>ア 水防警報指定河川</u></p> <table border="1" data-bbox="1454 882 2240 1029"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩川</td> <td>輪厚川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> <tr> <td>石狩川</td> <td>野津幌川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 水防警報の伝達経路及び手段</u></p> <p><u>水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</u></p> 	水系名	河川名	担当	石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>
水系名	河川名	担当										
石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部										
石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部										

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由									
17	<p data-bbox="557 289 982 321"><u>第5節 水位情報の通知及び周知</u></p> <p data-bbox="276 388 635 420"><u>1 水位情報の通知及び周知</u></p> <p data-bbox="302 441 1299 562">北海道知事は、<u>法第13条の規定により、河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときは、市（水防管理者）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p data-bbox="276 621 578 653"><u>2 水位情報の対象河川</u></p> <p data-bbox="626 674 911 705">図表 水位情報対象河川</p> <table border="1" data-bbox="379 722 1160 865"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩川</td> <td>輪厚川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> <tr> <td>石狩川</td> <td>野津幌川</td> <td>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="276 921 525 953"><u>3 水位情報の伝達</u></p> <p data-bbox="320 974 1299 1005">水位情報の伝達は、「<u>第4節5 水防警報の伝達（2）</u>」の伝達系統図により行う。</p>	水系名	河川名	担 当	石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部		
水系名	河川名	担 当										
石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部										
石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部										

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
2 1	<p><u>4 雨量の通報</u></p> <p><u>(1) 雨量の通報</u> 道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。</p> <p><u>(2) 障害時の雨量の通報</u> 道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を「水位等通報系統図」により関係機関に通報する。 通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。</p> <p><u>ア 降雨開始から 24 時間以内に 60mm 以上の降雨があったとき。</u></p> <p><u>イ 1 時間雨量が 25mm（融雪期 10mm）に達したとき。</u></p>		
2 2	<p>5 水位等通報系統図</p> <p>(略)</p>	<p>5 水位等通報系統図</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 雨量の観測及び通報</p> <p><u>1</u> 雨量の通報 道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。</p> <p><u>2</u> 障害時の雨量の通報 道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を「水位等通報系統図」により関係機関に通報する。 通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。</p> <p><u>(1)</u> 降雨開始から 24 時間以内に 60mm 以上の降雨があったとき。</p> <p><u>(2)</u> 1 時間雨量が 25mm（融雪期 10mm）に達したとき。</p>	<p>第 3 章第 1 節「水位等の通報・公表」を分割</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																		
22	<p>第2節 水防管理者等の情報収集</p> <p>1 気象警報及び予報、雨量・水位情報等の収集</p> <p>(1) 水防管理者又は水防に係る機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。</p> <p>(2) 水防管理者又は水防に係る機関は、水防活動の利用に適合する警報及び予報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。</p>	<p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>1 気象警報及び予報、雨量・水位情報等の収集</p> <p>水防管理者又は水防に係る機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。</p> <p>水防管理者又は水防に係る機関は、水防活動の利用に適合する警報及び予報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。</p>	手引きから引用																		
23	<p>ア 市町村向け情報提供</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ホームページアドレス</th> <th>提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)</td> <td>https://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)</td> <td>雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>気象庁「防災情報提供システム」</td> <td>http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login</td> <td>気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、<u>レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)</u>、<u>高解像度降水ナウキャスト</u>、<u>洪水警報の危険度分布</u>、<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u>、<u>流域雨量指数の予想値</u>等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>貸与されたID、パスワードにより利用</u></p>	名称	ホームページアドレス	提供情報	国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等	気象庁「防災情報提供システム」	http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、 <u>レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)</u> 、 <u>高解像度降水ナウキャスト</u> 、 <u>洪水警報の危険度分布</u> 、 <u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u> 、 <u>流域雨量指数の予想値</u> 等	<p>(1) 市町村向け情報提供</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ホームページアドレス</th> <th>提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)</td> <td>https://city.river.go.jp/</td> <td>雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td>http://www.jma.go.jp/</td> <td>気象情報、解析雨量、<u>早期注意情報</u>(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、<u>雨雲の動き</u>、<u>今後の雨、キキクル(危険度分布)</u>、<u>流域雨量指数の予測値</u>等</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ホームページアドレス	提供情報	国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等	気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、 <u>早期注意情報</u> (警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、 <u>雨雲の動き</u> 、 <u>今後の雨、キキクル(危険度分布)</u> 、 <u>流域雨量指数の予測値</u> 等	<p>市町村向けと一般向けをホームページに統合</p> <p>携帯電話用運用終了のため削除</p> <p>気象庁ホームページに統合</p> <p>提供情報の名称変更</p>
名称	ホームページアドレス	提供情報																			
国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等																			
気象庁「防災情報提供システム」	http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、 <u>レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)</u> 、 <u>高解像度降水ナウキャスト</u> 、 <u>洪水警報の危険度分布</u> 、 <u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u> 、 <u>流域雨量指数の予想値</u> 等																			
名称	ホームページアドレス	提供情報																			
国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等																			
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、 <u>早期注意情報</u> (警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、 <u>雨雲の動き</u> 、 <u>今後の雨、キキクル(危険度分布)</u> 、 <u>流域雨量指数の予測値</u> 等																			

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																														
23	<p><u>イ</u> 一般向け情報提供</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ホームページアドレス</th> <th>提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 「川の防災情報」</td> <td>https://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)</td> <td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>北海道防災情報 (防災対策支援システム)</td> <td>http://www.bousai-hokkaido.jp/</td> <td>気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td>札幌管区気象台ホームページ</td> <td>https://www.jma-net.go.jp/sapporo/</td> <td>気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、<u>レーダーナウキャスト</u> (降水・雷・竜巻)、<u>高解像度降水ナウキャスト</u>、<u>洪水警報の危険度分布</u>、<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布等</u></td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td>https://www.jma.go.jp/</td> <td><u>気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト</u> (降水・雷・竜巻)、<u>洪水警報の危険度分布</u>、<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布等</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	ホームページアドレス	提供情報	国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス	札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、 <u>レーダーナウキャスト</u> (降水・雷・竜巻)、 <u>高解像度降水ナウキャスト</u> 、 <u>洪水警報の危険度分布</u> 、 <u>大雨警報(浸水害)の危険度分布等</u>	気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	<u>気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト</u> (降水・雷・竜巻)、 <u>洪水警報の危険度分布</u> 、 <u>大雨警報(浸水害)の危険度分布等</u>	<p><u>(2)</u> 一般向け情報提供</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ホームページアドレス</th> <th>提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 「川の防災情報」</td> <td>https://www.river.go.jp/</td> <td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>北海道防災情報 (防災対策支援システム)</td> <td>http://www.bousai-hokkaido.jp/</td> <td>気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td>札幌管区気象台ホームページ <u>※気象庁ホームページへのリンク</u></td> <td>https://www.jma-net.go.jp/sapporo/</td> <td>気象情報、解析雨量、<u>早期注意情報</u> (警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、<u>雨雲の動き</u>、<u>今後の雨、キキクル</u> (危険度分布)、<u>流域雨量指数の予測値</u> 等</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td>https://www.jma.go.jp/</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	ホームページアドレス	提供情報	国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス	札幌管区気象台ホームページ <u>※気象庁ホームページへのリンク</u>	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、 <u>早期注意情報</u> (警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、 <u>雨雲の動き</u> 、 <u>今後の雨、キキクル</u> (危険度分布)、 <u>流域雨量指数の予測値</u> 等	気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/		<p>携帯電話用運用終了のため削除</p> <p>提供情報の名称変更</p>
名称	ホームページアドレス	提供情報																															
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等																															
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス																															
札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、 <u>レーダーナウキャスト</u> (降水・雷・竜巻)、 <u>高解像度降水ナウキャスト</u> 、 <u>洪水警報の危険度分布</u> 、 <u>大雨警報(浸水害)の危険度分布等</u>																															
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	<u>気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト</u> (降水・雷・竜巻)、 <u>洪水警報の危険度分布</u> 、 <u>大雨警報(浸水害)の危険度分布等</u>																															
名称	ホームページアドレス	提供情報																															
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等																															
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス																															
札幌管区気象台ホームページ <u>※気象庁ホームページへのリンク</u>	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、 <u>早期注意情報</u> (警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、 <u>雨雲の動き</u> 、 <u>今後の雨、キキクル</u> (危険度分布)、 <u>流域雨量指数の予測値</u> 等																															
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/																																
8	<p>2 気象情報の種類</p> <p>気象情報の種類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 警報級の可能性</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が [高]・[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</p> <p>(2) 地方気象情報、府県気象情報</p> <p>気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報</p> <p>気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p>	<p>2 気象情報の種類</p> <p>気象情報の種類は、次のとおりである。</p> <p>(1) <u>早期注意情報</u> (警報級の可能性)</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が [高]・[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</p> <p>(2) 地方気象情報、府県気象情報</p> <p>気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。</p> <p>気象の予報等について、<u>特別警報</u>・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p>	<p>名称変更</p> <p>追加</p>																														

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
8	<p>(3) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 <u>府県予報区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測</u>（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、<u>警報の「危険度分布」で確認することができる。</u> ≪石狩南部の発表基準・1時間雨量で100mm以上≫</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報 「大雨警報(土砂災害)」は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、北海道（振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区気象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。</p>	<p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。</u></p> <p>(3) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の<u>二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測</u>（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、<u>キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</u></p>	<p>線状降水帯の記載を追加</p> <p>発表基準変更</p> <p>土砂災害防止法関連のため削除</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
9	<p>(6) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p><u>これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。</u></p> <p><u>ア 台風に関する気象情報</u></p> <p><u>イ 大雨に関する気象情報</u></p> <p><u>ウ 記録的短時間大雨情報</u></p> <p><u>エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報</u></p> <p>3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p> <p><u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u></p> <p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p> <p>(2) <u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u></p> <p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p> <p>(3) <u>洪水警報の危険度分布</u></p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p>	<p><u>(5) 竜巻注意情報</u></p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u>で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u>で発表される。この情報の有効期間は、発表から<u>概ね</u>1時間である。</p>	<p>発表単位修正</p> <p>発表単位変更</p> <p>第4章第2節1の(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)に統合</p> <p>土砂災害防止法関連のため削除</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
25	<p style="text-align: center;">第5章 水防施設及び輸送 第1節 水防倉庫及び水防資機材</p> <p>1 水防資機材の保有状況調査 (略)</p> <p>2 水防資機材の備蓄 (略)</p> <p>3 水防用土砂の堆積 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 輸送の確保</p> <p>1 輸送経路等の確保 市長（水防管理者）は、<u>水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。</u></p> <p>2 輸送計画 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 水防施設及び輸送 第1節 水防倉庫及び水防資機材</p> <p>1 水防資機材の保有状況調査 (略)</p> <p>2 国又は道有水防資機材の使用 <u>市長（水防管理者）は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資機材又は国の応急復旧用資機材を振興局長、開発建設部長の承認を受けて使用することができる。</u> <u>なお、振興局長及び開発建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 水防資機材の備蓄 (略)</p> <p>4 水防用土砂の堆積 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 輸送の確保</p> <p>1 輸送の確保 市長（水防管理者）は、<u>管内の重要水防区域においてあらゆる状況を指定し、</u>経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。</p> <p>2 輸送計画 (略)</p>	<p>国・道が保有する機材を追記</p> <p>手引きから引用</p>
26	<p style="text-align: center;">第6章 巡視、警戒及び重要水防箇所 第1節 巡視及び警戒</p> <p>1 河川等の巡視 <u>法第9条の規定により、市長（水防管理者）、消防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、巡視責任者を定め、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。</u> <u>上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。</u> <u>河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行</u></p>		<p>第3章「重要水防箇所」、第9章「水防活動」に分割 第9章第2節「巡視及び警戒」に記載</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由												
26	<p><u>うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。</u></p> <p><u>水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。</u></p> <p><u>巡視責任者は、次のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">図表 巡視責任者</p> <table border="1" data-bbox="249 577 1240 955"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>担当河川等</th> <th>巡視担当部</th> <th>巡視責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部・北広島団地</td> <td>千歳川、輪厚川(中の沢川合流点まで)、島松川(仁井別川合流点まで)、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等</td> <td>建設部</td> <td>都市整備課長</td> </tr> <tr> <td>輪厚・大曲・西の里</td> <td>輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等</td> <td>建設部</td> <td>土木事務所長</td> </tr> </tbody> </table>	地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者	東部・北広島団地	千歳川、輪厚川(中の沢川合流点まで)、島松川(仁井別川合流点まで)、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長	輪厚・大曲・西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長		
地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者												
東部・北広島団地	千歳川、輪厚川(中の沢川合流点まで)、島松川(仁井別川合流点まで)、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長												
輪厚・大曲・西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長												
27	<p><u>2 非常警戒</u></p> <p><u>水防管理者等が非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、建設部及び消防本部は、市内の水防区域の巡視及び監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者等に報告するものとし、水防管理者等は速やかに当該河川等の管理者に報告するとともに、水防作業を実施する。</u></p> <p><u>監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崩れ</u></p> <p><u>(2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出(崩壊)</u></p> <p><u>(3) 堤防上面の亀裂又は沈下</u></p> <p><u>(4) 堤防から水があふれている状況</u></p> <p><u>(5) 排・取水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合</u></p> <p><u>(6) 橋梁その他構造物と取付部分の異常</u></p> <p><u>(7) ため池等については、次の事項について注意する。</u></p> <p><u>ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ</u></p> <p><u>イ 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ</u></p> <p><u>ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態</u></p>														

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
27	<p><u>エ 流入水及び浮遊物の状況</u></p> <p><u>オ 周辺の地すべり等の崩落状況</u></p> <p>3 樋門・樋管等の操作</p> <p><u>樋門・樋管等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行う。なお、施設管理者は、あらかじめ水門・樋門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにする。</u></p> <p><u>操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出する。</u></p> <p><u>(1) 目的</u></p> <p><u>(2) 門扉の維持管理</u></p> <p><u>(3) 門扉の開閉取扱者</u></p> <p><u>(4) 門扉の閉鎖時期</u></p> <p><u>(5) 閉鎖の通報</u></p> <p><u>(6) 閉鎖作業</u></p> <p><u>(7) 門扉の開く時期</u></p> <p><u>(8) 開放作業</u></p> <p><u>(9) 作業完了の報告</u></p> <p><u>(10) その他</u></p> <p>4 樋門・樋管等の設置場所</p> <p><u>本市内に設置されている樋門・樋管等の設置場所、施設管理者等は、資料4のとおりである。</u></p>		
28	<p style="text-align: center;"><u>第2節 重要水防箇所の指定</u></p> <p>1 重要水防箇所の指定</p> <p><u>水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時、市内の河川等の巡視を行うとともに、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておく。</u></p> <p><u>本市内の河川等における重要水防箇所は資料5のとおりである。</u></p>		<p>第3章「重要水防箇所」に記載</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由															
29	<p style="text-align: center;">第7章 水防組織 第1節 水防組織</p> <p>1 市の水防組織 市は、北広島市災害対策本部条例（昭和37年広島村条例第21号）の定めるところに準じ、北広島市水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとし、水防事務の総括は、防災危機管理室（危機管理課）で行う。 なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理する。</p> <p>2 防災会議 水防計画の調査及び審議は、法第32条第2項の規定に基づき、防災会議が行う。</p> <p>3 水防本部の組織及び所掌事務 水防本部の組織及び所掌事務は、資料6のとおりとする。</p> <p>4 消防機関の組織 消防本部の組織は、資料7のとおりである。</p> <p>5 消防機関の水防分担区域 消防本部等の水防分担区域は、消防本部にあっては市全域とし、消防団にあっては次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域へ出動する。</p> <p style="text-align: center;">図表 水防分担区域</p> <table border="1" data-bbox="249 1245 1228 1577"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>分団名</th> <th>担当河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部 北広島団地</td> <td>第1分団</td> <td>千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川</td> </tr> <tr> <td>輪厚</td> <td>第2分団</td> <td>輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川</td> </tr> <tr> <td>大曲</td> <td>第3分団</td> <td>大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川</td> </tr> <tr> <td>西の里</td> <td>第4分団</td> <td>野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	分団名	担当河川名	東部 北広島団地	第1分団	千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川	輪厚	第2分団	輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川	大曲	第3分団	大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川	西の里	第4分団	野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川		第2章「水防組織」に記載
地区名	分団名	担当河川名																
東部 北広島団地	第1分団	千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川																
輪厚	第2分団	輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川																
大曲	第3分団	大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川																
西の里	第4分団	野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川																

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
30	<p style="text-align: center;">第2節 大規模氾濫減災協議会</p> <p>1 大規模氾濫減災協議会</p> <p>(1) 国管理河川に係る大規模氾濫減災協議会</p> <p><u>ア 法第15条第9項の規定により、国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。</u></p> <p><u>(ア) 国土交通大臣</u></p> <p><u>(イ) 北海道知事</u></p> <p><u>(ウ) 当該河川の存する市の長</u></p> <p><u>(エ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者</u></p> <p><u>(オ) 当該河川の河川管理者</u></p> <p><u>(カ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長</u></p> <p><u>(キ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他国土交通大臣が必要と認める者</u></p> <p><u>イ 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。</u></p> <p>(2) 道管理河川に係る北海道大規模氾濫減災協議会</p> <p><u>ア 法第15条第10項の規定により、北海道知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。</u></p> <p><u>(ア) 北海道知事</u></p> <p><u>(イ) 当該河川の存する市町村の長</u></p> <p><u>(ウ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者</u></p> <p><u>(エ) 当該河川の河川管理者</u></p> <p><u>(オ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長</u></p> <p><u>(カ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者</u></p>		

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
30	<p>イ <u>北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</u></p> <p>ウ <u>北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。</u></p> <p>2 <u>市が所属する大規模氾濫減災協議会</u> <u>上記の規定に基づき、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流域等における堤防決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成29年7月5日をもって、石狩川下流域外減災対策協議会が設置され、本市も構成員となるとともに、当該協議会の千歳川外地域部会に属することとなった。</u></p>		
31	<p style="text-align: center;">第8章 水防活動 第1節 市の非常配備体制</p> <p>1 市の非常配備体制 市は、<u>法第10条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により、水防業務</u>を処理する。 なお、市に災害対策本部が設置されたときは、直ちに北広島市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく非常配備体制により処理する。</p> <p>(1) 市の非常配備基準 地域防災計画に定める警戒・非常配備体制の基準に準ずる。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 水防活動 第1節 市の水防配備</p> <p>1 市の非常配備体制 市は、<u>水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水のおそれがあると認められる</u>ときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備により、<u>水防事務</u>を処理する。 なお、市に災害対策本部が設置されたときは、直ちに北広島市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく非常配備体制により処理する。</p> <p>(1) 市の非常配備基準 地域防災計画に定める警戒・非常配備体制の基準に準ずる。 (略)</p>	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>
33	<p>(2) 消防本部の非常配備基準 (略)</p>	<p>(2) 消防本部の非常配備基準 (略)</p>	

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																								
33 26	<p>第2節 警戒区域</p> <p>1 <u>河川等の巡視</u></p> <p><u>法第9条の規定により</u>、市長（水防管理者）、消防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、巡視責任者を定め、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。</p> <p>上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。</p> <p>河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。</p> <p>水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。</p> <p>巡視責任者は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>図表 巡視責任者</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>担当河川等</th> <th>巡視担当部</th> <th>巡視責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部 ・ 北広島 団地</td> <td>千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等</td> <td>建設部</td> <td>都市整備課長</td> </tr> <tr> <td>輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里</td> <td>輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等</td> <td>建設部</td> <td>土木事務所長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 非常警戒</p> <p>水防管理者等が非常配備を指令したときは、<u>水防に係る機関に対し通知するとともに、建設部及び消防本部は、市内の水防区域の巡視及び監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者等に報告するものとし、水防管理者等は速やかに当該河川等の管理者に報告するとともに、水防作業を実施する。</u></p> <p><u>監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりとする。</u></p>	地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者	東部 ・ 北広島 団地	千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長	輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長	<p>第2節 <u>巡視及び警戒</u></p> <p>1 <u>平常時</u></p> <p>市長（水防管理者）、消防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。</p> <p>上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。</p> <p>河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。</p> <p>水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。<u>この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。</u></p> <p>巡視責任者は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>担当河川等</th> <th>巡視担当部</th> <th>巡視責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部 ・ 北広島 団地</td> <td>千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等</td> <td>建設部</td> <td>都市整備課長</td> </tr> <tr> <td>輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里</td> <td>輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等</td> <td>建設部</td> <td>土木事務所長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>出水時</u></p> <p>水防管理者等は、非常配備を指令したときは、<u>河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視する。</u></p> <p><u>また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、振興局庁及び河川等の管理者に連絡する。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。</u></p>	地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者	東部 ・ 北広島 団地	千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長	輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長	<p>第6章第1節から 手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>
地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者																								
東部 ・ 北広島 団地	千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長																								
輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長																								
地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者																								
東部 ・ 北広島 団地	千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長																								
輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長																								

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
27	<p>(1) <u>居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崩れ</u></p> <p>(2) <u>川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）</u></p> <p>(3) <u>堤防上面の亀裂又は沈下</u></p> <p>(4) <u>堤防から水があふれている状況</u></p> <p>(5) <u>排・取水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合</u></p> <p>(6) <u>橋梁その他構造物と取付部分の異常</u></p> <p>(7) <u>ため池等については、次の事項について注意する。</u></p> <p>ア <u>堤体の漏水、亀裂及び法崩れ</u></p> <p>イ <u>樋管の漏水による亀裂及び法崩れ</u></p> <p>ウ <u>取水施設、余水吐、放水路等の状態</u></p> <p>エ <u>流入水及び浮遊物の状況</u></p> <p>オ <u>周辺の地すべり等の崩落状況</u></p> <p>3 樋門・樋管等の操作 (略)</p> <p>4 樋門・樋管等の設置場所 (略)</p>	<p>(1) <u>堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇</u></p> <p>(2) <u>堤防の上端の亀裂又は沈下</u></p> <p>(3) <u>川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ</u></p> <p>(4) <u>居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ</u></p> <p>(5) <u>排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合</u></p> <p>(6) <u>橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常</u></p> <p>3 樋門・樋管等の操作 (略)</p> <p>4 樋門・樋管等の設置場所 (略)</p>	
33	<p><u>1 警戒区域の設定</u></p> <p><u>法第 21 条の規定に基づき、消防本部等に属する者は、水防上緊急の必要がある場所について警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 警察官の警戒区域の設定</u></p> <p><u>上記 1 に定める場所について、消防本部等に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、消防本部等に属する者の職権を行うことができる。</u></p>		第 5 節に記載
34	<p style="text-align: center;">第 3 節 水防作業及び工法</p> <p>1 水防作業</p> <p>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断した時には、自身の避難を優先する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 水防作業</p> <p>1 水防作業</p> <p>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、<u>被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。</u></p>	手引きから引用

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
34	<p>市長（水防管理者）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</p> <p>2 水防工法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 緊急通行</p> <p><u>法第19条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに市長（水防管理者）から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用の供しない空地及び水面を通行することができる。</u></p> <p><u>また、水防管理団体は、法第19条第2項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第5節 避難のための立退き</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 避難及び立退きの指示</p> <p>(1) <u>法第29条の規定に基づき、市長(水防管理者)は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の</u></p>	<p><u>その際、</u>水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断した時には、自身の避難を優先する。</p> <p>市長（水防管理者）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</p> <p>2 水防工法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 緊急通行</p> <p>1 緊急通行</p> <p><u>水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、</u>水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに市長（水防管理者）から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用の供しない空地及び水面を通行することができる。</p> <p>2 損失補償</p> <p>水防管理団体は、<u>緊急通行の権限を行使することにより</u>損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 警戒区域の指定</p> <p><u>水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。</u></p> <p><u>また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 避難のための立退き</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 避難及び立退きの指示</p> <p>(1) 市長(水防管理者)は、洪水、<u>内水</u>により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため</p>	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>第8章第2節から</p> <p>手引きから引用</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
35	<p>者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。なお、市長（水防管理者）が立ち退きを指示する場合には、厚別警察署長にその旨を通知する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 決壊通報</p> <p>1 決壊通報</p> <p>法第25条の規定により、堤防等が決壊したときは、市長（水防管理者）及び消防長は、直ちに次の機関等へ通知する。</p> <p>(略)</p> <p>2 決壊後の措置</p> <p>法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、市長（水防管理者）、消防長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。</p> <p style="text-align: center;">第7節 水防解除</p> <p>水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般市民に周知するとともに関係機関に通知する。</p>	<p>立ち退くべきことを指示する。なお、市長（水防管理者）が立ち退きを指示する場合には、厚別警察署長にその旨を通知する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 決壊通報</p> <p>1 決壊・漏水等の通報</p> <p><u>水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市長（水防管理者）及び消防長又は水防協力団体の代表者は、直ちに次の機関等へ通知する。</u></p> <p><u>通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。</u></p> <p><u>河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 決壊・越水後の措置</p> <p>堤防その他の施設が決壊したとき、<u>又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき</u>においても、市長（水防管理者）、消防長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。</p> <p style="text-align: center;">第8節 水防配備の解除</p> <p>1 <u>道の非常配備の解除</u></p> <p><u>知事は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備態勢を解除し、これを関係機関に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>水防管理団体の非常配備の解除</u></p> <p><u>(1) 水防危機管理団体の非常配備の解除</u></p> <p>水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき等、<u>自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般市民に周知するとともに関係機関に通知する。</u></p>	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
38	<p style="text-align: center;">第10章 水防信号、水防標識及び身分証票 第1節 水防信号</p> <p>1 水防信号 法第20条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりである。 なお、地震による堤防の漏水及び沈下等の場合も下記に準じて取り扱う。 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 水防標識</p> <p>1 水防標識 法第18条の規定により、知事が定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならないが、その知事が定める標識は次のとおりである。 (図表 略)</p>	<p><u>なお、配備を解除したときは、石狩振興局長を通じ知事に報告する。</u></p> <p><u>(2) 水防団及び消防機関の非常配備の解除</u> 水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。 解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 <u>また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。</u></p> <p style="text-align: center;">第10章 水防信号、水防標識等 第1節 水防信号</p> <p>1 水防信号 知事が定める水防信号は、次のとおりである。 なお、地震による堤防の漏水及び沈下等の場合は、下記に準じて取り扱う。 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 水防標識</p> <p>1 知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。 (図表 略)</p> <p><u>2 市長（水防管理者）から委任を受けた者が着用する水防活動用の標識は、市地域防災計画の定めを準用する。</u></p>	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>根拠削除 信号の種類ではないため参考記載</p> <p>根拠削除</p> <p>手引きから引用</p>


北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
36	<p>2 国（国土交通省）の協力及び派遣要請</p> <p>(1) 協力 河川管理者（北海道開発局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。</p> <p>(2) 派遣要請 <u>市長（水防管理者）は、洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、河川管理者との水防活動に関する災害情報の共有を行うため、必要に応じ職員の派遣（リエゾンの派遣）を要請する。</u></p>	<p>2 <u>河川管理者の協力及び援助</u> 河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。</p> <p>(1) <u>河川管理者の協力</u></p> <p>ア <u>水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供</u></p> <p>イ <u>水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示</u></p> <p>ウ <u>堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知</u></p> <p>エ <u>重要水防箇所の合同点検の実施</u></p> <p>オ <u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p>カ <u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</u></p> <p>キ <u>水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報または資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）</u></p> <p>(2) <u>河川管理者の援助</u></p> <p>ア <u>水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供</u></p> <p>イ <u>水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言</u></p> <p>ウ <u>市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言</u></p> <p>エ <u>水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請</u></p> <p>3 <u>下水道管理者の協力</u> 下水道管理者（知事及び市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。</p>	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
36	<p><u>3</u> 警察との協力応援</p> <p>警察との協力応援は、地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第12節 災害警備計画」の定めるところによるほか、市長（水防管理者）又は消防長が協力応援を求めるにあたり、法に規定されている事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 警戒区域の設定、監視 法第21条第2項</p> <p>(2) 警察官の出動 法第22条</p> <p>(3) 警察通信施設の使用 法第27条第2項</p>	<p><u>ア</u> 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提出</p> <p><u>イ</u> 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示</p> <p><u>ウ</u> 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p><u>エ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</p> <p><u>オ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）</p> <p><u>4</u> 警察との協力応援</p> <p>警察との協力応援は、地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第12節 災害警備計画」の定めるところによるほか、市長（水防管理者）又は消防長が協力応援を求めるにあたり、法に規定されている事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 警戒区域の設定、監視 法第21条第2項</p> <p>(2) 警察官の出動 法第22条</p> <p>(3) 警察通信施設の使用 法第27条第2項</p>	
37	<p><u>4</u> 自衛隊の派遣要請</p> <p>市長（水防管理者）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（石狩振興局長）に対して派遣を要請することができる。</p>	<p><u>5</u> 自衛隊の災害派遣の要請の要求</p> <p>市長（水防管理者）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（石狩振興局長）に対して派遣を要請することができる。</p> <p><u>なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。</u></p>	北海道水防計画から引用

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由															
38	<p style="text-align: center;">第10章 水防信号、水防標識及び身分証票</p> <p style="text-align: center;">第1節 水防信号</p> <p>1 水防信号</p> <p>法第20条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりである。</p> <p>なお、地震による堤防の漏水及び沈下等の場合も下記に準じて取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">図表 水防信号</p> <table border="1" data-bbox="252 556 1291 1029"> <thead> <tr> <th>方法 区分</th> <th>サイレン信号</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1信号</td> <td>● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒</td> <td>氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせる信号。</td> </tr> <tr> <td>第2信号</td> <td>● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒</td> <td>水防団及び消防本部に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。</td> </tr> <tr> <td>第3信号</td> <td>● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒</td> <td>当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。</td> </tr> <tr> <td>第4信号</td> <td>● - 休止 - ● - 休止 1分 - 5秒 - 1分 - 5秒</td> <td>必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること。 2. 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車等により周知すること。</p> <p style="text-align: center;">第2節 水防標識</p> <p>1 水防標識</p> <p>法第18条の規定により、知事が定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならないが、その知事が定める標識は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">図表 水防標識</p>  <p>The diagram shows a circular sign with the characters '水防' (Water Defense) in the center. The sign is surrounded by a thick black border. Dimensions are indicated: the overall diameter is 44 centimeters, and the thickness of the border is 8 centimeters. The sign is divided into four quadrants by a vertical and a horizontal line.</p>	方法 区分	サイレン信号	摘要	第1信号	● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせる信号。	第2信号	● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒	水防団及び消防本部に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。	第3信号	● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。	第4信号	● - 休止 - ● - 休止 1分 - 5秒 - 1分 - 5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号。		第10章に記載
方法 区分	サイレン信号	摘要																
第1信号	● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせる信号。																
第2信号	● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒	水防団及び消防本部に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。																
第3信号	● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。																
第4信号	● - 休止 - ● - 休止 1分 - 5秒 - 1分 - 5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号。																

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
39	<p style="text-align: center;"><u>第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票</u></p> <p>1 市の職員身分証票 <u>法第49条の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する市職員、消防職員及び消防団員の身分証票は、次のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>図表 水防立入証票</u></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; border: none;"><u>表</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center; border: none;"><u>裏</u></td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><u>水防立入証票</u></p> <p style="text-align: center;"> <u>所属</u> <u>職名</u> <u>氏名</u> </p> <p>上記の者は、<u>水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水防管理者 _____ 印</p> <p style="text-align: center;"><u>（縦9cm、横6cm）</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><u>（注 意）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>本書は、水防法第49条第2項による立入証票である。</u> 2 <u>本書を他人に貸与若しくは贈与し、又は訂正してはならない。</u> 3 <u>本書は、身分を失ったときは、直ちに発行者に返還しなければならない。</u> </div> </div>	<u>表</u>	<u>裏</u>
<u>表</u>	<u>裏</u>		

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
40	<p style="text-align: center;">第11章 費用負担と公用負担 第1節 費用負担</p> <p>1 費用負担</p> <p>(1) <u>法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。</u></p> <p>(2) <u>法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。</u></p> <p>2 利益を受ける市町村の費用負担</p> <p>(1) <u>法第42条第1項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。</u></p> <p>(2) <u>法第42条第2項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。</u></p> <p>(3) <u>法第42条第3項の規定により当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 公用負担</p> <p>1 公用負担</p> <p>(1) <u>法第28条第1項の規定により、市長（水防管理者）又は消防長が、水防のため緊急の必要があるときに行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア 必要な土地の一時使用 イ 土石、竹木その他の資材の使用又は取用 ウ 車両その他の運搬用機器の使用 エ 工作物その他の障害物の処分</p> <p>(2) <u>公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任証を携行し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第12章 費用負担と公用負担 第1節 費用負担</p> <p>1 費用負担</p> <p>水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。 <u>ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。</u></p> <p>2 利益を受ける市町村の費用負担</p> <p>水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。 負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。 当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 公用負担</p> <p>1 公用負担</p> <p><u>水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）又は消防長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、市長（水防管理者）から委任を受けた者は(1)から(4)（(2)における取用を除く。）の権限を行使することができる。</u></p> <p>(1) 必要な土地の一時使用 (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は取用 (3) 車両その他の運搬用機器の使用 (4) 工作物その他の障害物の処分</p> <p>2 公用負担権限委任証</p> <p>公用負担の権限を行使する者はその身分を示す証明書を、<u>水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。</u></p>	<p>根拠削除 根拠削除</p> <p>根拠削除</p> <p>北海道水防計画から引用</p> <p>手引きから引用</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
4 1	<p>(図表 略)</p> <p><u>(3)</u> 公用負担の権限を行使する者は、次に定める<u>証書</u>を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。</p> <p>(図表 略)</p> <p><u>2</u> 損失補償</p> <p>市（水防管理団体）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、<u>法第28条第2項の規定により</u>、時価によりその損失を補償しなければならない。</p>	<p>(図表 略)</p> <p><u>3</u> 公用負担の権限を行使する者は、次に定める<u>公用負担命令票</u>を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。</p> <p>(図表 略)</p> <p><u>4</u> 損失補償</p> <p>市（水防管理団体）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。</p>	<p>北海道水防計画から引用</p> <p>根拠削除</p>
4 3	<p><u>第12章 水防報告</u> <u>第1節 水防報告</u></p>	<p><u>第13章 水防報告等</u></p> <p><u>1 水防記録</u></p> <p><u>水防作業員が出勤したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。</u></p> <p><u>(1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表</u></p> <p><u>(2) 水防活動をした河川名及びその箇所</u></p> <p><u>(3) 警戒出勤及び解散命令の時刻</u></p> <p><u>(4) 消防機関に属する者の出勤時刻及び人員</u></p> <p><u>(5) 水防作業の状況</u></p> <p><u>(6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果</u></p> <p><u>(7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数</u></p> <p><u>(8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所</u></p> <p><u>(9) 応援の状況</u></p> <p><u>(10) 居住者出勤の状況</u></p> <p><u>(11) 警察関係の援助の状況</u></p> <p><u>(12) 現場指導の官公署氏名</u></p> <p><u>(13) 立退きの状況及びそれを指示した理由</u></p> <p><u>(14) 水防関係者の死傷</u></p> <p><u>(15) 殊勲者及びその功績</u></p> <p><u>(16) 殊勲水防団とその功績</u></p> <p><u>(17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見</u></p>	<p>手引きから引用</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																																							
43	<p>1 水防報告</p> <p>水防管理者は、<u>次に定める事態が発生したときは、速やかに石狩振興局長に報告する。</u></p> <p>(1) <u>消防本部等の職員を出動させたとき。</u></p> <p>(2) <u>他の水防管理団体に応援を要請したとき。</u></p> <p>(3) <u>その他報告が必要と認める事態が発生したとき。</u></p>	<p>2 水防報告</p> <p>水防管理者は、<u>水防活動が終結したときは、その状況を速やかに石狩振興局長に報告する。</u></p> <p><u>(水防活動報告書)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>水防活動実施報告書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;"><u>作成者</u></p> <table border="1" data-bbox="1320 609 2368 877"> <tr> <td><u>出水の状況</u></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td><u>水防実施箇所</u></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td><u>日時</u></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td><u>出動人員</u></td> <td><u>水防団員</u> 人</td> <td><u>消防団員</u> 人</td> <td><u>その他</u> 人</td> <td><u>合計</u> 人</td> </tr> </table> <p><u>水防作業の概要及び工法</u></p> <p style="text-align: center;"><u>箇所</u> m</p> <p style="text-align: center;"><u>工法</u></p> <table border="1" data-bbox="1320 1102 2368 1218"> <tr> <td><u>水防の結果</u></td> <td><u>効果被害</u></td> <td><u>堤防</u> m</td> <td><u>田</u> ㎡</td> <td><u>畑</u> ㎡</td> <td><u>家</u> 戸</td> <td><u>鉄道</u> m</td> <td><u>道路</u> m</td> <td><u>人口</u> 人</td> <td><u>その他</u> 人</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1320 1218 2368 1449"> <tr> <td rowspan="4"><u>使用資機材</u></td> <td><u>かます、俵</u></td> <td rowspan="2"><u>居住者の出動状況</u></td> </tr> <tr> <td><u>万年、土俵</u></td> </tr> <tr> <td><u>なわ</u></td> <td rowspan="2"><u>水防関係者の死傷</u></td> </tr> <tr> <td><u>丸太</u></td> </tr> <tr> <td><u>その他</u></td> <td><u>雨量水位の状況</u></td> </tr> </table> <p><u>水防活動に関する自己評価</u></p> <p><u>備考</u></p> <p>(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。</p>	<u>出水の状況</u>					<u>水防実施箇所</u>					<u>日時</u>					<u>出動人員</u>	<u>水防団員</u> 人	<u>消防団員</u> 人	<u>その他</u> 人	<u>合計</u> 人	<u>水防の結果</u>	<u>効果被害</u>	<u>堤防</u> m	<u>田</u> ㎡	<u>畑</u> ㎡	<u>家</u> 戸	<u>鉄道</u> m	<u>道路</u> m	<u>人口</u> 人	<u>その他</u> 人	<u>使用資機材</u>	<u>かます、俵</u>	<u>居住者の出動状況</u>	<u>万年、土俵</u>	<u>なわ</u>	<u>水防関係者の死傷</u>	<u>丸太</u>	<u>その他</u>	<u>雨量水位の状況</u>	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>
<u>出水の状況</u>																																										
<u>水防実施箇所</u>																																										
<u>日時</u>																																										
<u>出動人員</u>	<u>水防団員</u> 人	<u>消防団員</u> 人	<u>その他</u> 人	<u>合計</u> 人																																						
<u>水防の結果</u>	<u>効果被害</u>	<u>堤防</u> m	<u>田</u> ㎡	<u>畑</u> ㎡	<u>家</u> 戸	<u>鉄道</u> m	<u>道路</u> m	<u>人口</u> 人	<u>その他</u> 人																																	
<u>使用資機材</u>	<u>かます、俵</u>	<u>居住者の出動状況</u>																																								
	<u>万年、土俵</u>																																									
	<u>なわ</u>	<u>水防関係者の死傷</u>																																								
	<u>丸太</u>																																									
<u>その他</u>	<u>雨量水位の状況</u>																																									

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由						
43	<p>2 水防活動実施報告</p> <p>水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに石狩振興局長に提出する。</p> <p>【調査対象期間】1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月</p> <p>(図表 略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>○年台風○号における水防活動</u> <u>(北海道北広島市消防団・○年○月○日～○日)</u></p> <p><u>○概要</u> 北広島市消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p> <table border="1" data-bbox="1329 680 1857 869"> <thead> <tr> <th>活動時間</th> <th>出動 延人数</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○/○ ～○/○ 約12時間</td> <td>約○名</td> <td>・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>水防活動又は 被害状況写真</p> <p>○○川左岸(○○地先) 堤防巡視</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>水防活動又は 被害状況写真</p> <p>○○川左岸(○○地先) 土のう積み工法</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>水防活動実施箇所 地 図</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>水防活動又は 被害状況写真</p> <p>○○川右岸(○○地先)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>水防活動又は 被害状況写真</p> <p>○○地区の浸水被害 (月の輪工法)</p> </div> </div>	活動時間	出動 延人数	主な活動内容	○/○ ～○/○ 約12時間	約○名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)	
活動時間	出動 延人数	主な活動内容							
○/○ ～○/○ 約12時間	約○名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)							

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
4 4	<p style="text-align: center;">第 1 3 章 水防訓練 第 1 節 水防管理団体の水防訓練</p> <p>1 水防訓練 市（水防管理団体）は、消防職員及び消防団員に対し、<u>随時水防工法について技能を修得させるとともに、法第 32 条の 2 第 1 項の規定により、毎年水防訓練を実施し水防技術の向上を図る。</u> <u>また、必要に応じ河川管理者に水防訓練及び水防技術講習会への参加を要請する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 4 章 水防訓練</p> <p>1 <u>水防管理団体の水防訓練</u> 市（水防管理団体）は、<u>毎年 1 回以上なるべく出水期前に、消防職員及び消防団員及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。</u> <u>また、水防管理団体が主催する水防研修や開発建設部が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。</u></p> <p>2 <u>道の水防訓練</u> <u>道は、関係機関とともに北海道地域防災計画の定めるところにより、水防訓練を含めた防災総合訓練を実施するほか、水防警報伝達等の通信訓練を実施するものとする。</u> <u>また、水防管理団体及び水防団、消防機関を対象とする水防に関する技能訓練を実施し、水防体制の強化を図るものとする。</u></p>	<p>北海道水防計画から引用</p> <p>北海道水防計画から引用</p>
4 4	<p style="text-align: center;">第 1 4 章 災害補償等 第 1 節 公務災害補償</p> <p>1 水防に従事した者の災害補償 <u>法第 24 条の規定により居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第 45 条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年北海道市町村総合事務組合条例第 1 号）」の定めるところによりその者又はその遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。</u></p>		<p>水防管理団体の責務として「水防法」に記載されたため、本計画からは削除</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
45	<p style="text-align: center;">第15章 浸水想定区域</p> <p>第1節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</p> <p>1 浸水想定区域の指定 <u>法第14条の規定により、道及び北海道開発局は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</u></p> <p>2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 <u>法第15条第1項の規定により、防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。</u></p> <p>(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法</p> <p>(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>ア 要配慮者利用施設（<u>主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設</u>）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出のあった施設に限る。）</p>	<p>第15章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</p> <p>1 浸水想定区域の指定<u>状況</u> <u>北海道開発局長及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>内水浸水想定区域の指定状況</u> <u>知事又は市長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、道については関係市町村長に通知するものとする。</u></p> <p>3 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 <u>市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。</u></p> <p>(1) 洪水予報、水位到達情報、<u>その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水</u>の伝達方法</p> <p>(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>(3) <u>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p>(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>ア 要配慮者利用施設（<u>社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設</u>）でその利用者の洪水時<u>等</u>の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出のあった施設に限る。）</p> <p><u>(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p>	<p>手引きから引用</p> <p>指定対象拡大のため</p> <p>手引きから引用</p> <p>指定対象拡大のため</p> <p>手引きから運用</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
4 6	<p><u>5</u> 洪水ハザードマップ等の配布等</p> <p>法第 15 条第 3 項の規定により、市長は、地域防災計画において定められた上記 2 に掲げる事項及び「土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号) 第 6 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域については、同法第 7 条第 3 項に規定する事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布、<u>ホームページへの掲載その他必要な措置を講じ、市民が常に知り得る状態にしておく。</u></p>	<p><u>4</u> 洪水、<u>内水</u>ハザードマップ等の配布等</p> <p>市長は、<u>市</u>地域防災計画において定められた上記 3 に掲げる事項を<u>住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項(土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域については、同法第 8 条第 3 項に規定する事項)</u>を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布、<u>インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>5</u> <u>予想される水災の危険の周知等</u></p> <p>市長は、<u>洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。</u></p>	<p>内水を追加 手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>
4 5	<p><u>3</u> 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第 15 条第 1 項の規定により、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p>市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。</p>	<p><u>6</u> 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第 15 条第 1 項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、<u>これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。</u></p> <p><u>さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u></p> <p>市は、<u>市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への予報洪水等の伝達方法を定める。</u></p> <p><u>法第 15 条の 3 により、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。</u></p>	<p>手引きから引用</p> <p>法改正に伴い、助言・勧告が可能となったことから追記</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
45	<p><u>4</u> 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第15条第1項の規定により、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p>市は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。</p>	<p><u>7</u> 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第15条第1項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p>市は、<u>市地域防災計画において</u>、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。</p> <p><u>8 浸水被害軽減地区</u></p> <p><u>浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地域である。</u></p>	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>
47	<p style="text-align: center;">第16章 指定水防管理団体の水防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 指定水防管理団体の水防計画</p> <p><u>1 指定水防管理団体</u></p> <p>法第4条の規定により、道は水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる（以下「指定水防管理団体」という。）。</p> <p>なお、本市は指定水防管理団体に指定されている。</p> <p><u>2 指定水防管理団体の水防計画</u></p> <p>法第33条第1項の規定により、市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。</p> <p>法第33条第2項の規定により、市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、防災会議に諮らなければならない。</p> <p><u>3 水防計画の公表</u></p> <p>法第33条第3項の規定により、市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するとともに、知事（石狩振興局長）に届け出なければならない。</p> <p><u>4 指定水防管理団体の水防計画作成要領</u></p> <p>市長（指定水防管理団体の水防管理者）の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資機材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運</p>	<p style="text-align: center;">第16章 指定水防管理団体の水防計画</p> <p><u>1 指定水防管理団体の水防計画</u></p> <p>市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、<u>北海道水防計画に応じた水防計画</u>を定め、毎年<u>出水期までに、市防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。</u></p> <p><u>2 水防計画の公表</u></p> <p>市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表する<u>よう努める。</u></p> <p><u>3 水防管理団体の水防計画作成要領</u></p> <p>水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資機材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に</p>	<p>手引きから引用</p> <p>手引きから引用</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
47	用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定める。	現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定める <u>ものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。</u>	手引きから引用

